

第2章 福島県における健全な水循環に向けた取組

2.1 うつくしま「水との共生」プランの考え方

(1) 計画の理念・将来像

うつくしま「水との共生」プラン（以下「共生プラン」という。）は、水の恩恵や水に対する畏怖を含め、私たちと水との関係を再認識し、水と人との良好な関係を築いていくために、理念や将来像を明確にしながら、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示すもので、平成18年7月に策定されました。

共生プランの理念は、人が水から遠ざかってきた反省から、身近な水辺で実際に水にふれ、五感で感じる体験を通して、水が、「生命を支えていること」、「人の暮らしに不可欠であること」、「時には人の生活や命を脅かすこと」及び「いにしえから流域の人々の営みを映し出すものであること」を学びながら水と共生していくことを表しています。

理 念

水にふれ、水に学び、水とともに生きる

～連携による、流域の健全な水循環の継承～

先人が水に対して感謝の気持ちを持って大切に守り育ててきた本県の素晴らしい水環境が、未来の世代へ引き継がれている姿を21世紀半ばの本県の将来像としています。

なお将来像は、健全な水循環をイメージしたものです。

（出典：うつくしま「水との共生」プラン 2-1(3頁)、第4章(14-15頁)）

将 来 像

清らかな水が巡り、多様な生きものを育む緑豊かな水辺に 子どもも大人も遊ぶ源流県・ふくしま

県土で生まれた水が、大地を巡りまちを潤して流れ、多様な生きものや植物などの命を育む水辺を形成し、その水辺には子どもも大人も水の恵みを感じながら、その風景にたたくみ、水と戯れる歓声が聞こえる。

中 通 り

甲子高原や八溝山など、いくつもの源流の水が、 まちの営みの中で大切に使われ清らかに流れる流域

中通り地方は人口が集中して人や企業の様々な活動が展開されており、そうした人間社会の営みの中で、水が大切に使われ、その影響を最小限にとどめ、清らかに流れている。

会 津

奥会津や飯豊、磐梯などの山々から湧き出た水が、 くらしの中に息づく山紫水明の流域

会津地方は湧水など豊かな水に恵まれており、その水が人と人、家と家をつなぎ合わせ、様々な形でくらしの中に生かされて流れ、水源である背景の山々と一体となった風景を形づくっている。

浜 通 り

阿武隈高地の森から生まれる川にサケやアユが遡上する、 森・川・海のつながりが見える流域

浜通り地方は海に面しており、地域の川が森林と海とをつないでいる様子が、遡上したサケやアユを見ることで、森も川も里も街も海も一体となった健全な水循環として身近に実感できる。

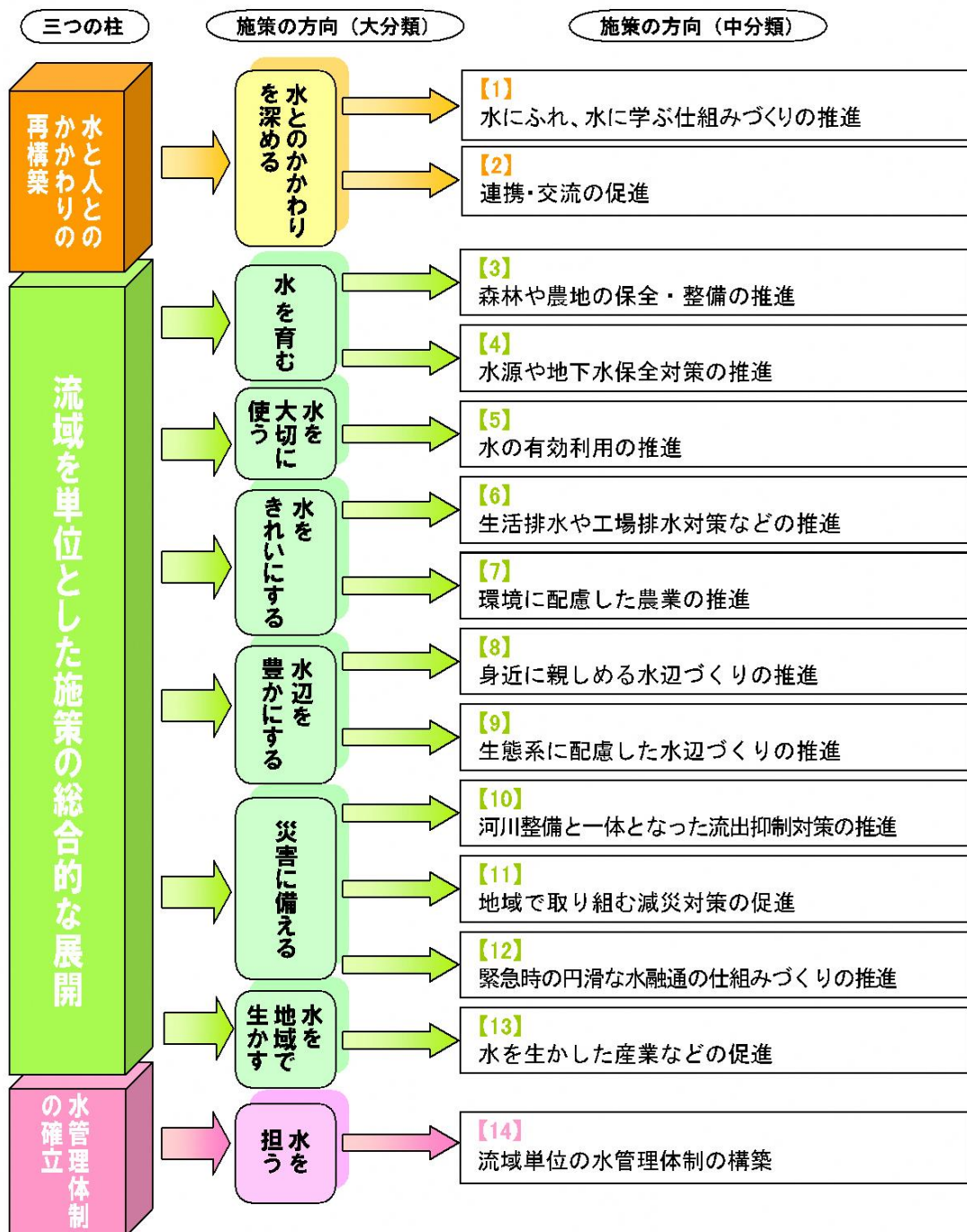
(2) 計画の推進・施策の方向

水循環の変化を踏まえ、「将来像」を実現するために、様々な施策を体系化し総合的・重点的に実施していく施策の方向を示しています。水に関わる問題は、水循環を通して有機的に関連していることから、それぞれの施策が水循環全体にどのように影響を及ぼすかをとらえたうえで、総合的に取り組むこととしています。

共生プランを円滑に推進していくため、施策の方向を踏まえた全県的なモニタリング指標などにより進行管理を行うこととされています。また、今後の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行っていくこととされています。

(出典：うつくしま「水との共生」プラン概要版 8頁-6 施策の方向～将来像を実現するために～、2頁-(4)計画の進行管理)

【施策の体系図】



うつくしま「水との共生」プランの施策の体系図

2.2 うつくしま「水との共生」プランのこれまでの取組と今後の方向性

(1) 第Ⅰ期（平成18年度から平成24年度までの7年間）の推進経過

第Ⅰ期では、2つの重点的取組事項を定めて活動を進め、多くの成果を得てまいりました。しかし、東日本大震災等の影響により、水辺空間での活動が敬遠され、水環境団体等も活動を制限せざるを得ない状況となったため、これまでの取組が継続できない状況となりました。

【重点】「重点的取組対象流域」における連携の推進

7つの生活圏ごとに「重点的取組対象流域」を選定し、それぞれ「目指す方向」を定めて取組を展開

⇒ 各団体による意見交換会や勉強会などの活動が行われました。

【重点】夏井川流域におけるモデル的な取組

夏井川流域をモデル流域として定め、県と水環境団体等が流域の魅力や課題の共有など、連携による水環境保全活動を実施

⇒ 他流域や全国の団体との交流会など、流域外との連携に発展しました。

(2) 第Ⅱ期（平成25年度から平成29年度までの5年間）の推進経過

第Ⅱ期では、震災後の水環境活動の現状を踏まえ、水環境団体や県内外に水環境の現状や安全性についての情報を積極的に提供するほか、第Ⅰ期の成果を参考として水環境団体との連携による取組を進めてまいりました。

【重点】県と水環境団体等による流域の魅力や課題の共有と活動の連携

○団体等への訪問等による活動状況の把握、団体間の情報共有の場の提供及び積極的な情報提供を実施

⇒ 震災後に活動を自粛していた団体における活動再開への動きなど、明るい兆しが見られました。

○第Ⅰ期での取組成果や水循環基本法（平成26年7月施行）の流れを踏まえた推進体制の設置

⇒ 福島県水循環協議会（平成29年4月）及び各地方流域水循環協議会（平成29年10月）を設置しました。

【重点】水環境の現状と新たな知見に関する情報の発信、共有

水環境の現状や放射性物質の影響についての情報提供のほか、県内外のイベントにおいて、福島の水の安全性や環境回復に係る情報を発信

⇒ 平成29年度県民世論調査では、前回調査結果（平成24年度）に比べ、「放射性物質による水や水生生物の汚染」に対し不安を感じている方や「水辺に近寄りたくない」と回答する方の割合が減少する結果となりました。（P14参照）

(3) 健全な水循環を取り巻く課題

平成29年度に実施しました「県政世論調査」や第Ⅱ期までの取組の結果、次のような課題が明らかとなりました。

【図】平成29年度県政世論調査（福島県）
「水についての心配や不安」

【課題1】安心して活動へ参加できる環境づくり

県民の「放射性物質による水などの汚染」に対する不安や水との触れ合い方については、不安を抱えている方が4割台まで減少するなど改善傾向にありますので、引き続き、水環境の教育活動、保全活動へ安心して参加できる環境づくりが求められています。

【図】平成29年度県政世論調査（福島県）
「水に関わる活動への参加状況」

【課題2】参加意識の醸成と参加促進に向けた仕組みづくり

「水」に関わる活動への参加については、個々で実施できる活動への取組意識は高い一方で、県民の約6割の方が、地域や流域等の団体で実施する活動へ参加していない状況が継続しているため、県民の水環境活動への参加意識の醸成と参加促進に向けた取組や仕組みづくりが求められています。

【写真】福島県
水環境活動団体交流会

【課題3】水環境活動の活性化に向けた活動支援と仕組みづくり

ほとんどの水環境団体では、会員の高齢化や人材不足が進んでおり、活動の継続や団体の存続が危ぶまれている状況にあります。また、活動内容・活動成果の情報発信手段が無いなど、活動の活性化に向けた活動支援、仕組みづくりが求められています。

(4) 第Ⅲ期（2018（平成29）年度から2022年度までの5年間）の方向性

2018（平成29）年度からの5年間を第Ⅲ期と位置付け、次の取組を進めていきます。

第Ⅱ期の取組により得られた団体における活動再開への動き、不安を感じる県民の減少などの明るい兆しを確実なものとするため、水辺における活動の活性化に向けた情報発信や活動支援等の取組をさらに推し進めていきます。

大学生等が水環境団体と連携し、自ら「水」に関するイベントを企画・運営するなど、若い世代の参画による水環境活動の活性化に向けた取組を進めていきます。

第Ⅱ期までに取り組んできた各重点的取組対象流域やモデル流域での成果、課題等を踏まえ、これまでの県と各水環境団体、水環境団体相互間での連携に加え、より多くの主体との連携に発展させて、各地方における課題解決に向けた取組を進めていきます。

2.3 各地方流域水循環計画とうつくしま「水との共生」プランとの関係

(1) 各地方流域水循環計画策定の経緯・背景

本県においては、共生プランを平成18年7月に策定し、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」という理念のもと、産・学・民・官の参加と連携により、治水や利水、環境保全といった従来の縦割りの施策ではなく、総合的に実施していく施策の方向を示し、50年前のような水と人との身近で良好な関係を取り戻すことを目指してこれまで取り組んできました。

しかし、平成23年の東日本大震災とこれに伴う原子力発電所事故や同年7月に発生した新潟・福島豪雨により、水環境団体が活動を制限せざるを得ない状況となるなど、共生プランで掲げた施策が十分に実施できない状態が続きました。

その後、国において、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、平成26年7月に「水循環基本法」（以下「同法」という。）が施行され、地方公共団体の責務として、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することとされました。

さらに、平成27年7月には、同法に基づき、「水循環基本計画」が定められ、その中で健全な水循環の維持・回復に向けた流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、流域において関係する住民、民間団体、行政機関などの公的機関等がそれぞれ連携して活動することとされ、流域水循環協議会の設立と、流域水循環協議会の策定する計画に基づいた水循環施策の推進を行うことが求められました。

本県においては、平成29年1月に内閣官房水循環政策本部より、健全な水循環の継承に向けた理念や将来像を明確にした「共生プラン」が水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定されました。これを受けて、平成29年度に福島県水循環協議会及び中通り、会津、浜通り各地方流域水循環協議会を設立し、各地方流域水循環計画を策定することとしました。

これまでの取組

S55 頃

H18.7

H21.7

H23.3

H23.7

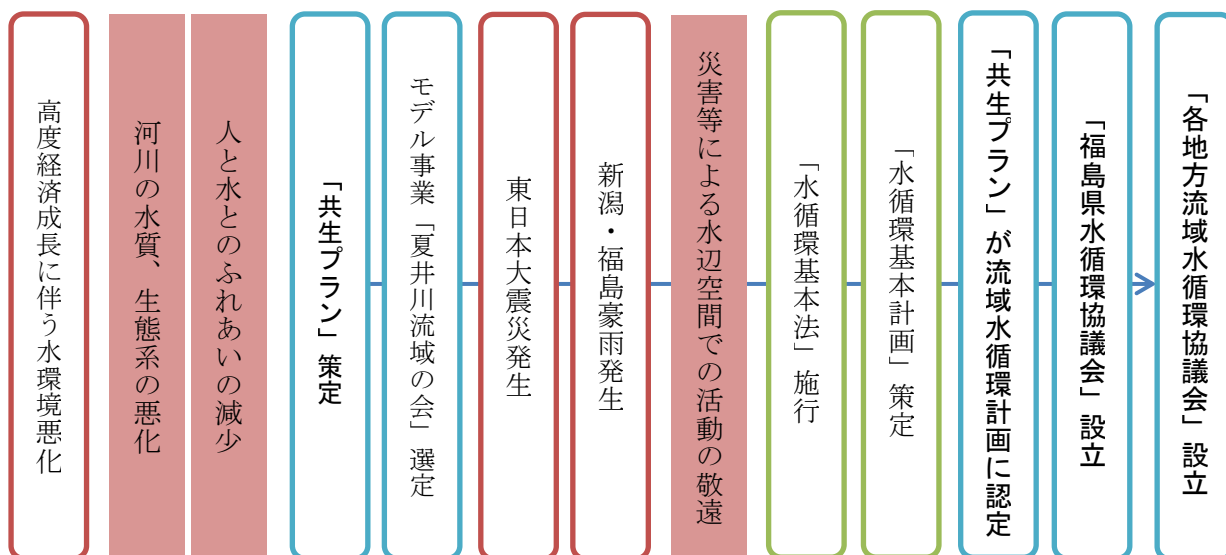
H26.7

H27.7

H29.1

H29.4

H29.10



(2) 地方流域水循環計画の地域性

本県は、地勢、気象等により「中通り地方」、「会津地方」、「浜通り地方」の3地方に大きく分けられ、流域や水系の特徴が異なるのはもとより、文化、歴史もそれぞれのまとまりで形成されてきました。

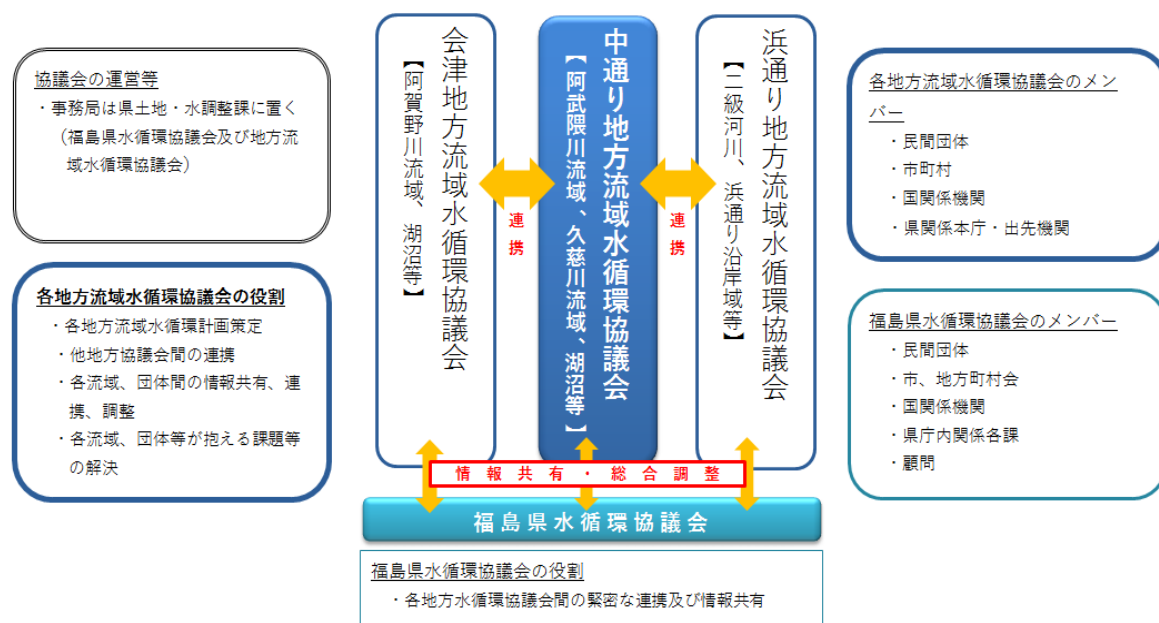
このため、本県においては、各地方が抱える「水」に関する具体的な課題を把握し共有するとともに、解決を図ることを目的に、流域単位ではなく、中通り・会津・浜通りの「各地方流域水循環協議会」を設立し、それぞれ「地方流域水循環計画」を策定することとしました。

(3) 各地方流域水循環協議会について

中通り・会津・浜通りの「各地方流域水循環協議会」では、各地方の流域水循環計画を策定するとともに、各地域における水環境団体などの活動の再開や活発化などを支援し、団体間の連携を図り、各地方の課題解決について協議し、水循環に関する取組を推進します。

(4) 福島県水循環協議会について

「福島県水循環協議会」では、各地方流域水循環協議会間の緊密な情報共有による連携を図ります。



(5) 各地方流域水循環計画について

各地方流域水循環計画は、流域に関わる住民、団体、事業者、教育・研究機関及び行政機関など、多くの関係者が連携と協力の下、水循環に関する様々な情報を共有し、各流域の特性を生かしながら、各施策を推進していくための活動の基本方針となるものです。